

農村計画学会ポスター賞表彰細則

2018年4月14日理事会承認

第1条（目的）

農村計画学会表彰規程第2条に定める農村計画学会ポスター賞（以下「ポスター賞」と称する）の授与については、表彰規程第9条に基づき、この細則の定めるところによる。

第2条（趣旨）

農村計画学会春期大会におけるポスターセッションでの若手学会員による優れたポスター報告にポスター賞を授与し、ひいては若手会員の学会活動への積極的参加を促すことを目的とする。優れた報告とは、着眼点がよく、独創性、萌芽性、将来性があり、聴衆に解りやすい報告である。必ずしも完成された成果であることを要さない。

第3条（授賞者）

当該年の4月1日に40歳以下の会員が近年中にとりまとめた研究または計画を、農村計画学会春期大会のポスターセッションで筆頭報告者としてポスター報告した者を対象とする。

第4条（表彰の件数）

表彰の件数は若干名とする。

付記1. 本細則の施行により、農村計画学会ポスター賞表彰規程は廃止する。